

岩手県牛馬寄託手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県牛馬寄託手数料条例の一部を改正する条例

岩手県牛馬寄託手数料条例（昭和26年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 前条の規定による手数料の額は、牛馬1頭につき1放牧期間 <u>15,100</u> 円（種雌牛馬及びその子畜（寄託のとき生後7箇月未満のものをいう。）を寄託する場合にあっては、1組につき1放牧期間 <u>22,700</u> 円）とする。	第2条 前条の規定による手数料の額は、牛馬1頭につき1放牧期間 <u>19,900</u> 円（種雌牛馬及びその子畜（寄託のとき生後7箇月未満のものをいう。）を寄託する場合にあっては、1組につき1放牧期間 <u>29,800</u> 円）とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。